

第四十三回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和三十三年二月十九日(火曜日)

午前十時三十三分開会

委員の異動

二月十八日

辭任

補欠選任

吉武 恵市君

堀 末治君

二月十九日

辭任

補欠選任

日高 広為君

吉武 恵市君

出席者は左の通り。

委員長

佐野 廣君

理事

柴田 栄君

西川基五郎君

柴谷 要君

渋谷 邦彦君

委員

青木 一男君

太田 正孝君

高橋 衛君

津島 壽一君

平井 太郎君

堀 末治君

吉武 恵市君

野々山一三君

野溝 勝君

原島 宏治君

政府委員

宮内庁次長

瓜生 順良君

大蔵政務次官

池田 清志君

大蔵省管財局長

白石 正雄君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○外貨公債の發行に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○国有財産法第十三条第二項の規定に基つき、国会の議決を求めの件(内閣提出)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員會を開会いたします。

委員の異動に關して報告いたしました。昨二月十八日吉武恵市君が辭任され、補欠として堀末治君が選任されました。

○委員長(佐野廣君) 外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上予備審査の二案を一括議題とし、順次兩案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

第五部

大蔵委員會會議録第八号

昭和三十三年二月十九日【参議院】

二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。最初に、外貨公債の發行に關する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、さきに、昭和三十三年度に、おきまして、産業投資特別會計の貸付の財源に充てるため、戦後最初の米貨公債を發行いたしました。その後、数次にわたる政府保証外貨債の發行により、海外起債市場の開拓につき努力を重ねて参りました。そして今後は毎年度、ある程度外貨公債を發行し得る見通しを得ましたので、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概要について御説明いたしますと、まず、政府は、産業投資特別會計の貸付の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の限度内で外貨公債を發行することができるといたしております。

次に、本公債の消化を円滑にするため、その利子及び償還差益に對する租税その他の公課につきましては、従来例にならひ、非課税措置を講ずることとしたしております。

以上のほか、本公債の發行による取入金金を産業投資特別會計の歳入に受け入れることとする等特別會計法に所定の改正を講ずることとしております。

なお、この法律に基づきまして、昭和三十三年年度の外貨公債の發行限度額につき、別途、昭和三十三年年度特別會計予算案に關する国会の議決を経ることとしたしておりますが、その發行取入金は、これを産業投資特別會計から、日本開發銀行及び日本道路公団に對して貸し付けることとしております。

次に、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案について、御説明いたします。

政府は、今回、ニュー・ジールランドとの間に所得に對する租税すなわち所得税及び法人税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための條約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願つてゐるのでありますが、この條約に規定されてゐる事項のうちには、さらに、法律で具體的規定を要するものがありますので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、配當に對する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減を行ふことを規定するものであります。

すなわち、わが國の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外國法人の取得する配當所得に對しては、二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが國に支店等を有して事業を行なつてゐる場合には、その支店等に歸属する他の所得と総合計算の上、課税することとなっております。

これに對して、今回の條約におきましては、ニュー・ジールランドの居住者が取得する配當の所得に對する税率は一五%をこえてはならないこととされておりますので、條約の規定に従ひ、源泉徴収所得税の税率を一五%と定めるとともに、他の所得と総合して課税する場合にも、配當所得に對する申告納税にかかる所得税または法人税の税負担が一五%をこえないよう、その税額を軽減することを規定し、その配當所得に對する税額を算定するための計算規定を設けてゐるのであります。

以上、外貨公債の發行に關する法律案及び所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案につきまして、その提案の理由を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○委員長(佐野廣君) 以上で兩案の提案理由の説明は終わりました。

○委員長(佐野廣君) 次に本院先議の「国有財産法第十三条第二項の規定に基つき、国会の議決を求めの件」を議題といたします。

本件については、すでに去る二月八日提案理由の説明及び補足説明は聴取いたしました。

それでは、これより本件の質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御發言を願ひます。

○榮谷要君 本法律案は、皇室が財産を取得するために国会に議決を求めてきた案件でございますが、この法律案の内容を検討してみますと、二重橋の新設外三件、計四件の皇室が取得いたします財産の総額は三億八千八百四十二万七千円と相なるわけでありまして、二重橋のかけかえ外三件が、新設なり、あるいはかけかえ等の問題に關連いたしまして実際に必要といたします予算はどのくらいでございますか、これをちよつとお伺いいたします。

○政府委員(瓜生順良君) この皇室用の財産として取得される金額は、そこにあがつている金額であります。工事費といふことになりまして、たとえていいますと、二重橋のかけかえのやうな場合、撤去するほうの経費は、これは財産として取得するという場合には省かれております。そこで、二重橋の關係のかけかえには、予算としますと、一億二千八百三十三万四千円というのがあらつております。これは撤去の分を含んでおります。そこで、この取得の場合の金額とちよつと差があると思ひます。

それから、宮内庁病院の新設とか、東側地区のほうの幹線道路の工作物の取得の關係とか、それから正倉院の東宝庫の空調調和施設の取りつけといふのは、予算はこの取得金額と同じでございます。

○榮谷要君 俗に世間で二重橋、二重橋と言つておりますのは、まず皇居の前に行きました際の前に建つております橋を大体二重橋と、こう國民は今日考へてゐると思ひます。過日機会を与えられまして皇居内の視察をいたしました

のでありますが、その際に詳しい御説明がございました。今回のかけかえになりまして、いわゆる鉄の橋のほうは実は二重橋である、こういうお話を実は承つたのであります。このやうなことが、國民の非常に関心の深い皇室のこととでございますが、この二重橋は依然として今日國民が持つておるやうな感覚で過ごされていゝものかどうか。新しく規定して、二重橋はこが眞の二重橋である、こういうふうに教へていくのが正しいのではないかと感じました。これは持つたわけでありまして、常識的にいいますと、皇居の前で写真をとりますときに、二つ、前のほうの橋と二つが、全部写つて、これが二重橋なのだと思へてゐる人もあれば、それから表橋のほうに二重橋なのだ、こういうふうに感じている國民もいるやうであります。こういうふうに見方をしておるやうであります。これに對する宮内庁としての見解はどのようにお持ちでありますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 公式には、二重橋という言葉、名称がどれをさすかといふやうなことを、告示をされたら、あるいは特に登録をしてゐるというやうなことはないのでございます。しかし、沿革的にいいますと、二重橋といふのは、沿河の橋といふと、まあ現在かかつてゐる鉄橋、あれが以前に二重橋といわれておつたところの橋なものですから、あれが二重橋だといふやうにわれわれは考へて、この提案の際にもさういふやうに書かれておるわけがあります。

いろいろ昔の記録などを見ますと、ちよろどあの鉄の橋は徳川時代には西丸下乗橋といふやうな別名があつたのであります。なお、江戸時代からの文獻によつて見ますと、この明治のころにかけかえる前の木造の橋は、下のほうに一つ橋がありまして、その橋の上に一つ橋を建てて、その上にまた橋があるやうになつてゐますが、これはその当時、あの堀が相当深かつたものだから、さう下まで木の脚を持つていけなかつたためだろふと思ひます。それで、下のほうに橋を作り、その上にまた脚を建てて木の橋を作る。さうして見ますと二重橋といふやうな呼び名があつた。で、明治になつてその木の橋をこわしまして、鉄の橋にいたしましたときに、その形態は踏襲はしてないわけでありまして、ではあります。が、前の橋が二重橋だったもので、それから二重橋といふやうにあつたので、できた鉄橋を言うこともあつたので、す。しかし、一般の世間では、いろいろ二重橋といふ場合に、今先生がおつたやうに、下のほうに石橋がある、上のはうに鉄橋がある。ちよろど二つの橋が見えるから、それで二重橋だといふやうに言うのだといふ人もあります。しかし、また人によると、下の石橋のほうに眼鏡のやうになつておりますから、あれが二重橋だといふやうに言うこともございます。たとへていいますと、麴町区の歴史を書いた麴町区史といふのがありますが、その中に、宮城正門前の石橋を二重橋と呼ぶのが一般の習慣になつてゐるが、本来の二重橋はもう一つ奥の橋なのである、といふやうに書いてあります。

この呼称については区々まちまちでございまして。公式には、先に申し上げましたやうに、何も告示をしたり登録したりしたものはないわけでありまして、国有財産の台帳の記載を見ますと、単に「種目橋梁、細部鉄骨造り」と書いてあるだけで、名前を書いておられません。ただいま問題になつております二重橋のほうに、下のほうの石橋は「種目橋梁、細部石造り」と書いてあつて、これも名前はない。いろいろ宮中の行事の際に使用する場合に、橋のことを書く必要はない。正門から入り下さいといふことで、正門といふことは必要でなければ、橋の名前はきちんとする必要がなかつたもので、さういふやうにまいまいになつておりますが、今先生がおつたやうに、どうするのかわかるといふ問題になります。まあ一応考へられるのは、今の二重橋といふてゐるのは正門内鉄橋といふんです。それから下のほうの石の橋は正門前の石橋といふやうに稱すべきやないかと思ひます。しかし、世間で二つ重なつてゐるから二重橋といふやうな通稱がございしますが、それは尊重していいのじやないか。ちよろどそのあたりのところで、二重橋はどれだといふやうなことはつきりした点で、公けには必要がないものですが、呼称については尊重するといふ程度ではなからうかと思つております。

○榮谷要君 そこで、今回の議決を求めて参りました二重橋の新設といふのは、二つ目の鉄橋、これの改造について、実は視察をさせていたいただきましたときに痛切に感じましたのは、原型そのまま新設をする、こゝういふこと

で、まことにけつこつだと思ひます。さうなりますといふと、奥に見える橋が新装がなつた。ところが、表橋の石橋のほうは非常に堅牢なものですから、当分手を入れな。しかも、長い歴史を持つておりますので、これに取りつけてありますシャンドリアといふものが、照明装置等かなり古いものになつてゐる。こゝうなると、奥の鉄橋が新設をされ、原型のままであつても新しいものになる。こゝうなるといふと、石橋にかかつておられますものと對比して、非常に奥のほうがつら感で前のほうが見劣りがする、こんな感じが実は視察の際にいたしました。そこで、予算の關係もあると思ひますが、石橋のほうのつまり照明、これらの問題について同時にやられたほうがむしろいいのではないかと。特に来年度はオリンピックも東京に開催をされますし、外人の観光客も非常に多くなるのではないかと。特に関心の高い宮城前に来られる観光客が非常に多い。さうなると、奥のほうは新装がなつたけれども、前のほうは何ら手が入れてない、こゝういふ形になると思ひます。で、実は同時にやられたらどうか。前の橋は堅牢のものでありますけれども、上の裝飾的なものもつけまして、一緒にやられたらどうかといふ感じがしたわけでありまして、宮内庁としてはこれに對してどのような考へをお持ちであられるか、これをちよつとお聞かせいたした。

○政府委員(瓜生順良君) この鉄橋のほうの關係と下の石橋の關係の調和の点、これは現在の調和をしてゐる形を將來も残していこうといふ構想で、上の鉄橋のかけかえの場合にも、現在の

の鉄橋のかけかえの場合にも、現在の

デザインを変えないように、こまかい点ではいろいろさらに改造しますけれども、そう考えておるわけでありまして、いわけであります。

にしより、こういうのをとりあえずやらしていただいておるわけであります。

に開放されていいこの場所になるのは、大体何年後にきちっと整理されるのか、これだけ承りまして私の質

の財産にしようとする場合には、三百万円以上、あるいは全額が三千万円、その場合には国会の議決が要る、こう

が、その場合に、今先生がおっしゃるように、同じデザインでも上のほうが新しくなる、特に電灯の装飾あたりが上のほうが新しくなると、下のほうが古いから、調和が悪いんじゃないかという御意見、その点はごもっともな御意見と思うのであります。で、下の石橋のほうの飾り等についても将来考えよう。で、三十八年度の予算要求をします際には、この鉄橋のほうが非常に弱いし、これを取りかえるということとで、これはぜひつけかえなくちゃいけないというので、その緊急度のあるほうをまず考えまして、この予算の要求もし、工事を進める段取りをいたしましたが、下の石橋のほうはまだまだがんじょうであります。橋としての寿命はまだ十分あるわけでありす。ただ、飾り等の關係が、御指摘になっておりますが、この点同時にやるという考えもこれはあるわけでありするが、まあ上のほうをやつてみて、それとの調和を考えて、どうもやはりこう

○柴谷要君 ちよつと大蔵省にお尋ねしたいのだが、次官、私も視察をしまして、今申し上げたような認識を強くしたわけですよ。どつちみち、石橋のほうはまだまだ寿命がありますから、かけかえななということは当然考えておりませんが、外見に見た場合に、新しい二重橋と表橋の調和ということを考えますと、いずれの日か投じなければならぬ経費じゃなからうかと思ひます。そういうような点を考えるという、来年度非常に多くの觀光客も来る、その際に十分間に合うようにさしてやつたらどうか、こういう感じを強くしたのであります。が、所定の予算の決定をされた以上は、なかなかできないという御答弁があつたような状態でありすけれども、この金額はさほど大きなものでないということを私聞いて参りました。大蔵省においてしかるべくこれらの点も考慮する余地があるかどうか、ひとつ次官として御答弁いただきたいと思います。

皇居造営は、御承知のように数年にもわたりますので、皇居造営を中心としたしまして、皇居内全般の整備もいたさなくちゃならないということ、私どもも大蔵省、宮内庁、あるいは皇居造営の審議会、そういうところではいろいろと話し合いをいたしておるところです。柴谷さんの御意見は、オリンピックもあるから、外客も来るから、それに間に合うように、石橋の保飾等も考えたらどうかというようなことでございます。これはまことに傾聴に値する御意見でございますが、三十八年度の問題といたしましては、国会で御審議をいただいているとおりに私ども政府は考えておりますが、将来の問題といたしまして、瓜生次長もお答えいたしましたように、御期待に沿うことができると思います。

○柴谷要君　実は、初めて皇居内を視察させていただきました、外見で想像しておりますよりも皇居内は非常に御質素であるという感じを強くしたわけで

問 終わりたいと思いますが、この見通しについてお答えをいただきたいと思っています。

○政府委員(瓜生順良君) 東側地区の公開の時期でございますが、東側地区の、皇居付属庭園としてほんとうに全部完成するのは、宮殿の造営が終つた後になります。といひますのは、宮殿ができてからこわす建物があるわけですから。しかしながら、それはごく一部でございますので、大部分が完成いたしまするのは昭和四十年という目途であります。これは四十年という目途にしておりますのは、三十九年秋にオリンピックがあります。先生ごらんをいただきました馬場のところ、うまやの一部は、オリンピックのはうの馬術の關係で、練習したりいろいろ利用される關係があるから、残しておいてほしいというお話がありました。その關係でその部分は手がつけられませんので、このあたりはオリンピックが済んでからということ

いうことですか。これは昭和二十三年にできたものですが、それからの物価指数からみれば、この三百万円あるいは三千万円は物価指数と合わずにあまりに少額じゃないかと、私はこう思うのです。たとえば、今コンクリートの建物を建てても、いいものだと坪二十五万、あるいは安くても二十万。そういたしますと、十坪くらいの建築をするものに對して、皇室財産としてこれを国会の議決を経るということでは、あまりに金額が小さいのじゃないか、こういう点ですか、これはひとつ政府としてももう少し金額を、たとえば、三百万円を千万円にし、あるいは三千万円を一億にするとかというように、物価指数に合うような金額に変えていただくのが当然かと思いますが、これは管財局長、どうですか。

○政府委員(白石正雄君) お尋ねの点は、まことにどうもだと思います。そもそも、国有財産法第十三条の規定は、皇室用財産につきましては特に国

いうふりにしたほうがいいのじゃないかというふうな調和を考えながら、下の石橋のほうの飾り等も今度つけかえる。なお、飾り等のみならず、正門の周辺をいろいろ塗り変えたり、いろいろきれいにしなければいけないと思います。そういう工事が先行きあると思いますから、そのときに一緒にその問題もいたしたい。したがって、宮殿が完成する前にはそのことをやりたいと思っております。これは予算をまた大蔵省のほうへお願いするわけですが、大蔵省のほうも考えていただけるもの

○政府委員（池田清志君） 柴谷委員の御高見拝聴いたしまして、ごもっともだと思います。先般また現地を御視察までいただきましたして、現地におきます新しい知識を持つての御発言でございまして、大いに私ども尊重したいと思ひます。ところが、今回御審議をいただいておりますのは、上の鉄橋をかけかえようというのでございます。これはもう御承知のように、皇居造営のための資材等を運搬するために、強度が弱つているから、そこにかけかえまして、なおその橋が将来に残るよう

す。それだけに、むだな経費をお使いになつてゐる様子もないし、国民の非常に最近高まりつつある感情から考えまして、適切な時期ではないかと思ひましたので、かような発言を申し上げたわけですが、どうかひとつ、大蔵省でも宮内庁とお話し合いを進められて、できることならば調和のとれた工事を促進していただくようにお願いをしたいと思ひます。

それから、最後に、十万坪開放されて、都民のいいこの場所になるといふお話も聞きましたが、これが真に都民

になります。そうすると、結局四十年
度。四十年度に大体が完成する。一部
残りますのは皇宮警察の今入っており
ますものと枢密院の建物、ああいうもの
は宮殿ができてからでないと移るとこ
ろがないものですから、あれは残ります
けれども、あの部分だけは残ります
けれども、大部分ができれば、そうい
うような、四十年度にできたところで
公開ということを考えております。

○西川甚五郎君 管財局長にお尋ねし
ますが、国有財産法の十三条におい
て、皇室の財産の取得、あるいは皇室

会の議決を経て取得を行なうという、慎重を期した規定でございますので、できる限り国会のそういうった議決を尊重するという趣旨で立法せられてゐるわけでございますが、同時にまた、一々こまかいものにつきまして、また国会の議決をわずらわすというのはいかがかというような考えもございまして、現行法は、そういうた諸般の情勢を考慮して昭和二十八年に改正いたしました次第でございます、この趣旨につきましては、今お尋ねのとおりでございます。昭和二十八年からすでに

相当の年数もたつておりますので、これらの点につきまして、またさらに検討すべき時期に到達いたしておると考へる次第でございますので、御趣旨に沿ひまして、私も慎重に検討いたしたいと考へておる次第でございます。

○西川甚五郎 せつかく白石君のような管財局長もできたのだから、この際十分検討せられるように。やっぱり物価指数に合ひるような法律にお変へになるべきだと、こう私は考へますので、申し上げておきます。終わります。

○原島宏治君 現在の病院ですが、その既略を、建坪とか延べ坪とか、あるいは収容人員等、簡単に御説明願ひたい。

○政府委員(瓜生順良君) 現在の宮内庁病院は、これは以前倉庫であつたものの一階、二階を利用して、三階は依然として倉庫になっておりますけれども、建物鉄筋コンクリートで、病院として使つておりますのは、地下の一部、これはいろいろな調理なんかをして、約五十平方メートル、それから一階の半分、これが病室、レントゲン室等に使われておりますが、これが五百五十平方メートル、それから二階の全部が治療室、受付、薬局、事務室、詰所などに使われておりますが、これが千四百平方メートル、そのほかに洗たく室、入浴室とか、そういう木造のものが百平方メートル、全部合算すると千八百平方メートル、坪にしますと五百四十五坪であります。

現在従業員といたしましては、医者は常勤の人が七名、非常勤の人が十名

といふことで、そのほかに看護婦とか薬剤師その他の職員がおります。

利用は、三十六年度を見ますと、外来の患者が延べで二万四千人、入院患者が延べで四千四百四十人といふようなことになっております。この利用者の約半数は外部の方で、半数は宮内庁の職員とか皇宮警察の職員、その家族といふようなことで、皇族の方が利用せられる場合、これも宮内庁関係の中に入りましても、半数は外部の方、半数は内部の者といふようなことになっております。

○原島宏治君 収容能力はどれくらいですか。

○政府委員(瓜生順良君) 収容能力は、入院のベッドの数ですが、これは二十ベッド。ベッド数は多いほうではございません。小型のものであります。

○原島宏治君 これは撤去するわけでしょうが、新しい病院ができてからになりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 新しい病院ができますと、これは撤去いたします。あの倉庫もこわす予定になっております。あのあたりを皇居付属庭園として公開して、きれいな緑地にするには、ごらんになりました、あまりきれいな建物ではありませんので、こわしたほうがよいといふことになっております。

○原島宏治君 いつできた建物ですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは建物としては宮内省の倉庫としてできたのが初めて、これは倉庫としてできたのはもう明治のころで、古いものであります。病院が入りましたのは、これは

戦後であります。戦前はその外のほうにありました。ちょうど終戦の当時には、帝室林野局と一緒に、つまり今パレス・ホテルと言つておりますが、その前にホテル・テイトというのがございました。あのホテル・テイトの建物が宮内庁病院だつた。それがまあ進駐軍が入るから、あれを軍の用に供するから早く立ちのけといわれまして、それで行き先がないので、この倉庫の中に移つたといふようないきさつになっております。

○渋谷邦彦君 正倉院の東宝庫空気調和装置について、三、四回聞いたたのでありますが、今回の調和装置に關しては、自動車等の排気ガスが非常に著しい、それによつての汚染がはなはだしいために、宝庫がそこなわれ、こゝういふ理由のようであります。現状としてはどういふ状況の状況であるか、これをひとつお聞かせいただけます。

○政府委員(瓜生順良君) この正倉院の宝庫の關係のいたみ玉合につきますと、これはいろいろ學者のほうにお願いいたしまして、金属のものはどう、それから織物なんかはどうとか、いろいろ見本的なものを、正倉院の庫外、あるいはその宝庫の入口にいろいろ置まして、検査をいたしておりました。この宝庫の中で、去年できました西宝庫、これは新しい機械による空気調和施設のできた宝庫であります。この宝庫であります。いろいろ塵埃、ガスの關係はまあゼロに近いわけでありまして、非常にまあ完全であります。で、もう一つの、今お願いしようとするのは、これは昭和二十六年に作つたもので、これは自然換気で、自

然の空氣が入つて換氣しているわけですから、ほこりとかガスの一部が入つております。その試験の場合には、むき出しに何か置いて試験いたしますと、やはり害があることがわかりました。實際はさういふような宝庫は、さういふからびつの中に入れたりしてありますから、外に出てゐるもののように、目に見える被害といふのはありませんけれども、しかしながら、そのからびつと表とか、あるいは裏側あたりにかびがくるとか、あるいはそこらあたりについて科学的に試験をすると影響がある、内部についてのもので、ついても長い間にはやはり悪い影響がある。二、三年の目で見ますと、すぐにはわかりません。長い間にはやはり影響があるから、やはりこれは近代的な、科学的な空気調和施設をいたすべきだといふので、今度お願いしている次第でございます。

○渋谷邦彦君 大体、ただいま申された科学反応については、きつめて大ざつぱらなもので、ちよつと一部納得しかねるところもあるのですが、確かに文化財として永久保存しなければならぬといふ場合には、相当の考慮が払われていいはずであります。さうした場合に、やはり具体的にどのような科学反応があつたのか。もちろん、その一年や二年ではとつていふ判断がつかないと思ふのです。さうした点について、重々これは考慮してしるべきじゃないか、かように思ひますが、この環境が、二十七年に新築されたときにさうしたことに考慮が払われたかどうか、非常に疑問であります。現在、非常に観光客が多い。参考までに、一日の交通量はどのくらいあるか、こ

うした点についてお知らせいただければ、たいへんありがたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 手元に正確な数字を持つておりませんで、すけれども、一番あつたこの關係に直接影響のありますのは、正倉院の横を通つて山の上に行く、観光道路を通つていく自動車であります。これはバスがあり、普通の乗用車もあります。時期によつて、観光シーズンには非常に多い。私の記憶ですが、多いときは数千台ぐらゐ通る。記憶ですから、ちよつと正確を期したいと思ひますが、私の記憶ではさういふふうに思つております。

ただ、その横を観光バスが通つたり自動車を通つたりするだけでなく、大仏殿のところをたくさん観光客が見えております。奈良市全体として空氣が濁つてゐるということも考へなければいけないので、横を通るだけではない、さういふ奈良市全体の部分でございます。年々ふえてくる。それに対する防衛施設としてやはり近代的な空気調和施設をしようといふことに踏み切つたので、昭和二十六年に東宝庫を作りましたときにはそれほどでもないかつたのですが、そのころはとりあへず自然換気でやつてみよう、自然換氣でも從來あつた——今お願いする東宝庫といふものは以前は飯倉にあつたものが多のです。かりの木造の倉にあつたのが多のです。校倉のほうにありましたものは去年完成しました西宝庫のほうに納めるといふので、校倉の關係のものにつきました。これはだんだんこの校倉のほうの關係を早く考へなければいけないといふので、それが去年の春に空気調和施設でできた西宝庫を作つて、そこに移して、校倉

宝庫は宝庫として文化財ですから、中にはないが、倉庫そのものであるというところでやっているわけです。

なお、今自動車の数が出てきました。昭和三十年には月平均八百五十台であったものが、昭和三十五年には七千五百台にも達したとありますから、数千と申し上げたのは大体合っていたと思います。

○渋谷邦彦君 正倉院のほかに、このような環境に置かれていたものはほかにごさいますか。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁のほうで管理しております文化財としては、そのほかにはございません。

○渋谷邦彦君 装置の予定価格、これと、設備にかかるいろいろな費用について内訳が出ておりますが、この予定価格は作業費とそのような諸掛りが含まれた費用でございいますか、この点お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) これは注文いたしました際には作業費も含んで請負っていただきますから、含んでおります。

○委員長(佐野廣君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。〔国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件〕を問題に供します。本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野廣君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十五分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

めの日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で条約第二条第一項(以下「条約第二条第一項」という。)に規定するニュー・ジラランドの居住者であるもの(以下「ニュー・ジラランドの居住者」という。)が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者が同法の施行地にあるその者の条約第二条第一項(以下「条約第二条第一項」という。)に規定する恒久的施設を通じて行なう事業に關連して生ずるものを除く。)に對する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に對する所得税額をその支払を受けるべき

金額の百分の十五に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当に對する申告納税に係る所得等の軽減)

第三条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するニュー・ジラランドの居住者が前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五に相當する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に對する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相當する金額から、当該所得が生じたかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相當する金額を控除して得た金額とする。

(実施規定)
第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則
1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の

属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外貨公債の発行に関する法律案
外貨公債の発行に関する法律案
外貨公債の発行

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債(以下「外貨債」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による外貨債の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項に定めるもののほか、政府は、外貨債を失つた者に対し交付するため必要があるときは、外貨債を発行することができる。

(利子等の非課税)

第二条 前条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

(省令への委任等)

第三条 第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債について、発行地の法令又は慣習による必要がある場合には、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところによる。

2 前二条に定めるもの及び前項の大蔵省令で定めるもののほか、第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条第一項」の下に「及び外貨公債の発行に關する法律(昭和三十八年法律第一号)第一条第一項を加え、」又は同法第三条の借入金(以下「外貨借入金」という。)を削る。第四條中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

第七條第二項第四号中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

第十四條中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「第八條まで」の下に「及び第九條の二第二項」を加える。

第六條中「第九條の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第九條の二第一項第二号中「この項」を「この条に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、別表」を「法律により税率」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「前項第三号」を「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、「措置の補償」の下に「又は前項の外国においてとられた措置に対する対抗措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外国において一般協定第十九條1(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定により特定貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合において、一般協定第十九條3(a)(緊急措置に対する措置)又は(b)(急迫した事態における緊急措置に対する措置)に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物(一般協定第十九條3(b)の規定による措置をとる場合には、国及び貨物)を指定して、次の措置をとることが出来る。

一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。

二 当該貨物につき、関税及び貿易に關する一般協定への日本国の加入条件に關する譲許書その他これにより適用される一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内の税率による関税を課

すること。

第九條の二に次の一項を加える。

5 第一項又は第二項の措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

第十三條第一項第一号中「及び大豆油かす」を「大豆油かすその他政令で定める原料品」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項中「届出」を削り、そのつど又は臨時」を加え、同項後段を削り、同条第六項各号列記以外の部分中「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき」を「製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十三條に次の一項を加える。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延坪数、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

第十七條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会において使用される物品で政令で定めるもの

第十七條第三項及び第十七條の二第三項中「第十三條第六項」を「第十三條第七項」に改める。

第十八條第一項中「が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないもの」を「に使用されるもの」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三條第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内」とあるのは、「第十八條第一項の規定により関税の免除を受けた貨物は、同項の規定により税関長の承認を受けた期間内」と読み替えるものとする。

第十八條第三項ただし書中「同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若し

同表第七五〇一号中

「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず」	
一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物	無税
ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む）、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	無税
一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物	一五%
（一）粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	無税
（二）その他のもの	一五%

改める。
同表第八一〇一号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第十一号中第十三条第六項を「第十三条第七項」に改める。

第六十条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税額」を「延滞税の額」に改める。

第八十九条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。

第一百二十二条の次に次の一条を加える。

第一百二十二条の二 関税定率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百十七条中「第一百十三条の二」を「第一百十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第一百十三条の二」に改める。

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第五項まで」の下に「及び第八項を加え、同条第三項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

第七条の二及び第七条の三中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「同号に掲げる揮発油」の下に「、燈油若しくは軽油」を加え、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油（関税納付済みの輸入重油を混合したものを含む。）につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき二百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

（電力業等用の重油に係る関税の特別還付）

第七条の六 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの（以下「特別事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入重油又はこれらを混合した重油（以下「関税納付済み重油」という。）を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十九年三月三十一日までに当該事業場の用に供した場合には、次に掲げる要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その事業場の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み重油に係る関税納付済み原油等又は関税納付済み重油の輸入重油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額（以下「関税特別還付金」という。）をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで（以下「昭和三十八年度」という。）においてその事業場の用に供するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別事業者の関税特別還付金の還付を受けるために必要な国産石炭の購入数量として定める数量（以下「特別還付を受けるために必要な購入数量」という。）以上であつたこと。

二 当該特別事業者が、昭和三十八年度においてその事業場の用に供するため購入した国産石炭で、特別還付を受けるために必要な購入数量の範囲内で大蔵大臣がその者の負担増加の算出のための基礎として定める数量をこえるものを購入したことにより、燃料費その他政令で定める費目につき直接の負担増加を被つたこと。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み重油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち前条第二項の規定に係るもの以外の一キロリットルにつき三百二十円及び関税納付済みの輸入重油の負担する関税のうち一キロリットルにつき九十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

3 特別事業者は、政令で定めるところにより、昭和三十八年度における国産石炭の購入計画を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。その購入計画を変更しようとするときも、同様とする。

4 第七条の四第二項の規定は、第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けようとする者について準用する。

5 税関長は、特別事業者が第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けることが確定であると認められる場合には、政令で定めるところにより、昭和三十八年度において当該特別事業者が同項の事業場でその事業の用に供した関税納付済み重油につき、同項に規定する率の範囲内で政令で定める率により算出した金額を、関税特別還付金の一部として当該特別事業者に還付することができる。

6 前項の規定により関税特別還付金の一部の還付を受けた特別事業者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該特別事業者から、当該各号に掲げる額の関税特別還付金を徴収する。

一 当該特別事業者の昭和三十一年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。還付を受けた関税特別還付金の全額

二 当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

7 前項の規定による関税特別還付金の徴収については、国税徴収の例による。

8 前項の規定により関税特別還付金を国税徴収の例により徴収する場合には、当該関税特別還付金の額に対し、その還付の日から納付の日までの日数に応じ、百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金をあわせて徴収する。ただし、国税通則法昭和三十一年法律第六十六号第三十七条に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の加算金の額は、その未納に係る関税特別還付金百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

9 関税法第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の加算金について準用する。

(二) 焼却設備用物品の免税

第七条の七 市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置するごみ焼却設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十一年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条の二 第二項中「第九条の二第二項の下に」若しくは「第二項」を加える。

第十一条に次の三項を加える。

2 税関職員は、第七条の六に規定する関税特別還付金の還付に関する職務を行なうため必要があるときは、特別事業者から報告をさせ、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

3 税関職員は、第一項又は前項の規定により職務を行なうときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条第一項中「又は第七条の五第一項」を、「第七条の五第一項又は第七条の六第一項若しくは第五項」に改める。

第十三条中「第一条」を「第一条第一項」に、「又は忌避した者」を「若しくは忌避した者又は第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、税関職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に改める。

別表第二〇二四号を削り、同表第四〇二四号から第四〇四号まで及び第七〇七五号の適用期限の欄中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

同表第八〇一号中

一 バナナ
(1) 昭和三十一年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの
(2) 昭和三十一年六月五日から昭和三十一年九月三〇日までに輸入されるもの

二〇%
五〇%

(一) バナナ
生鮮のもの

三 なつめやしの実のうち乾燥のもの

七〇%
五%

改める。
同表第九〇一〇号の税率の欄中「二〇%」を「一〇%」に改め、同号及び同表第一〇〇一〇号の適用期限の欄中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同表第一〇〇一〇号の次に次のように加える。

一〇〇三 大麦及びはだか麦のうち大麦
一〇〇六 米

無税
無税
三月三十一日
昭和三十一年
三月三十一日
昭和三十一年

同表第一二〇一号中

二 落花生
三 菜種及びからし菜の種

一〇%
五%

改め、同表第一四〇五号を削る

同表第一五〇七号中

四 ごま油

一五%

削り、同号及び同表第一五〇六号の適用期限の欄中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同表第二〇〇六号を次のように改める。

調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)

一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの
(一) パイナップル

五五%

二 その他のもの
(一) パイナップル

五五%

同表第二五〇四号中

一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第一八五号)第一七条に規定する日本工業規格をいう。以上同じ。)による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの

一〇% 昭和三十七年九月三〇日

削り、同表第二五二三号を次のように改める。

二五二三

パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然鉱物材料のうちエメリー及びコランダム以外のもの

(1) ガーネット

イ 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

同表第二五二三号の次に次のように加える。

二五二九 マグネサイト(焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。)

一 マグネシヤクリンカー

四 マンガン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

同表第二六〇一号中

五 タングステン鉱のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税 一〇%

一〇%

無税 昭和三十九年三月三十一日
一キログラムにつき一〇円 昭和三十九年三月三十一日
無税 昭和三十九年三月三十一日

を

を

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの
六 モリブデン鉱
(一) その他のもの

無税 昭和三十七年九月三〇日
一キログラムにつき八七円 無税

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ロ その他のもの

無税 昭和三十九年三月三十一日
一・五% 昭和三十九年三月三十一日
無税 昭和三十九年三月三十一日
乾燥重量 昭和三十九年三月三十一日
一トンにつき二四〇〇円

改める。

同表第二七〇四号を削り、同表第二七一〇号の前に次のように加える。

二七〇九

石油(原油に限る。)

同表第二七一〇号を次のように改める。

二七一〇

石油(原油を除く。及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)

リットルにつき六四〇円 昭和四〇年三月三十一日

一 石油（第三八—四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五％に満たないものを含む。） 四 重油及び粗油 イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四二条第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。） (2) その他のもの			一キロ につき六 四〇円	昭和四〇年 三月三十一日
ロ 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの			一キロ につき六 四〇円	昭和四〇年 三月三十一日
ハ 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの			一キロ につき六 四〇円	昭和四〇年 三月三十一日
五 潤滑油（流動パラフィンを含む。） ロ その他のもののうち伸張油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限り。）			一キロ につき六 四〇円	昭和四〇年 三月三十一日
無税			昭和三十九年 三月三十一日	

同表第二七—四号を次のように改める。 二七—四 石油ピッチ、石油アスファルト、石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物 二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三％以上のもの 四 金属リチウム			無税	昭和三十九年 三月三十一日
同表第二八—五号中「四 金属リチウム」削り、同表第二八—八号を次のように改める。 二八—八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 二 その他のもののうちマグネシヤクリンカー (1) 昭和三十八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの (2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの			一〇％	昭和三十九年 三月三十一日
同表第二八—九号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。 二八—二〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ 一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの			五％	昭和三十九年 三月三十一日
同表第二八—二七号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。 二八—二七 三 酸化モリブデン (一) その他のもの ロ その他のもの			無税	昭和三十七年 九月三十一日
五 その他のもののうち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの			一キログラムにつき 一八〇円	昭和三十九年 三月三十一日
同表第二八—二九号を削り、同表第二八—四二号の品名の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第二八—四三号、第二八—五七号及び第二九—二二号を削り、同表第二九—八号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同				

表第二九一六号を次のように改める。

二九一六

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 アルコール酸及びその誘導体

(一) 酒石酸

(二) くえん酸

(三) くえん酸カルシウム

(四) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(五) その他のもの

(六) その他のもののうちコロール酸

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九二七

ニトリル官能化合物

三 その他のもののうちイソブチロニトリル

同表第二九三二一号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

七 その他のもののうち次に掲げるもの

(1) キノリン

(2) 一・三・ジメチル一・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

ホルミルアミノピリミジン

七 その他のもののうち一・三・ジメチル一・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

改める。

同表第三一〇二号を削り、同表第三一〇三号及び第三一〇五号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第三一〇七号、第三一〇三号及び第三一〇一号を削り、同表第三一四号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第三九〇一号及び第四二〇四号を削り、同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五 板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

無税 昭和三十九年三月三十一日までに政令で定める日

同表第四四〇五号の次に次のように加える。

四四一三

かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材（寄せ木用ものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

無税 昭和三十九年三月三十一日までに政令で定める日

同表第四四一八号及び第五六〇三号を削り、同表第六二〇三号の次に次のように加える。

六七〇二

造花及びその部分品並びに花輪、花冠、花綱その他これらに類する製品で造花を主体とするものうち人造プラスチック製のもの

三五% 昭和三十九年三月三十一日

同表第七〇〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇二号の前に次のように加える。

七二〇三

貴石及び半貴石（合成又は再生のものに限る。）
二 その他のもののうち水晶（人工結晶のものに限る。）

無税 昭和三十九年三月三十一日

同表第七三〇二号中

二 フェロマンガンのうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

を

二 フェロマンガソ

二〇% 昭和三十九年三月三十一日に

改める。

同表第七三二五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。

七四〇一

銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパ及び自然銅

二 塊

(一) 銅(合金を除く。)のものうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。)

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(一) 黄銅又は青銅のもの
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(一) 黄銅又は青銅のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(2) その他のもの

(一) その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(2) その他のもの

一キログラムにつき
三三〇円
無税
昭和三十九年三月三十一日

一キログラムにつき
三三〇円
無税
昭和三十九年三月三十一日

一キログラムにつき
三三〇円
無税
昭和三十九年三月三十一日

同表第七四〇二号から第七四〇四号まで、第七四〇六号、第七四〇七号及び第七四一三号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇四号までを次のように改める。

七五〇一

ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む)、塊(電気めつきの陽極を除く。)及びくず

一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限り。)

二 塊

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
ロ その他のもの

(一) ニッケル合金のもの

三 くず

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(二) ニッケル合金のもの

七五〇二

ニッケルの棒、形材及び線

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

二 線

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

七五〇三

ニッケルの板、帯、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限り。)、粉及びフレーク

一 板及び帯

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

一キログラムにつき
三三〇円
昭和四〇年三月三十一日

四五%
昭和四〇年三月三十一日

三〇%
昭和四〇年三月三十一日

二五%
昭和四〇年三月三十一日

三〇%
昭和四〇年三月三十一日

二五%
昭和四〇年三月三十一日

二 はく、粉及びフレイク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの (1) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。)の管及び中空棒 イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ロ その他のもの (2) その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日 四五% 昭和四〇年 三月三十一日 三〇% 昭和四〇年 三月三十一日 一〇% 昭和四〇年 三月三十一日 二五% 昭和四〇年 三月三十一日 二五% 昭和四〇年 三月三十一日
同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三号まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のように加える。 八〇〇一 すずの塊及びくず 一塊 (一) すず(合金を除く。)のもの 無税 昭和三十九年 三月三十一日	一キログラムにつき 四〇〇円 昭和三十九年 三月三十一日
同表第八一〇四号を次のように改める。 八一〇四 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。) 二 塊、粉、フレイク及びくず (1) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレイク (1) 課税価格が一キログラムにつき三三円以上のもの	昭和三十九年 三月三十一日
同表第八四〇一号を次のように改める。 八四〇一 蒸気発生ボイラー 一 ボイラー (一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもののうち蒸気の発生量が毎時六五〇トン以上のもの 同表第八四〇五号を次のように改める。 八四〇五 蒸気原動機 一 蒸気タービン及びその部分品 (一) 蒸気タービン イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの 同表第八四五二号を次のように改める。 八四五二 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。) 一 電子計算機 (一) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。) (1) 計算機本体(カード式入力機、ライプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができるものうち、記憶容量が九六、〇〇〇字をこえる磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するカード式入力機(処理速度が毎分六五〇枚をこえるものに限る。)、ライプリンター(印刷速度が毎分六〇〇行以上のものに限る。)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限	昭和三十九年 三月三十一日 昭和三十九年 三月三十一日 昭和三十九年 三月三十一日

同表第八四三三号を削り、同表第八五〇一号を次のように改める。 八五〇一		る。並びにこれらに附属する制御機 イ 計算機本体の記憶容量が一二〇、 〇〇〇字以下のもの (イ) 昭和三十八年四月一日から同年一 〇月三十一日までに輸入されるもの (ロ) 昭和三十八年一月一日から昭和 三十九年三月三十一日までに輸入され るもの ロ その他のもの (2) その他のもの	
発電機、電動機、変流機、周波数変換機、調相 機、変圧器、整流機器、リアクトル及びチヨ クコイル 一 発電機 (一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気 タービン用のものにあつては、合計出力) が三六万キロワットに満たないもののう ち出力が二〇万キロワット以上のもの		無税 一五% 無税 一五%	
昭和三十九年 三月三十一日		昭和三十九年 三月三十一日	

附 則

- この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八條、第十一条及び第十七條の改正規定並びに同法に第十二條の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七條第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。
- 改正前の関税定率法第十三條第一項、第十八條第一項又は第十九條第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

昭和三十八年二月二十三日印刷

昭和三十八年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局